

## 川内原発 1 号機 2 号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、発生から 3 年になりますが、いまだに収束していません。原因が究明されない中での再稼働は、許されるものではありません。

原発事故の避難計画も風向によっては、迅速な対応が求められるが明らかになっていません。また、避難後の生活がどのようになるのか明確に示されておらず、住民は避難計画に不安を持っています。

県民の生活と安全に責任を持つ鹿児島県知事は、県民の安全確保上重要な課題が解決するまでは、拙速な川内原発 1 号機 2 号機再稼働に反対し廃炉を求め、国及び原子力規制委員会に対応することを求めます。

### 記

「住民の安全を守る」一点で一致して、川内原発 1 号機 2 号機再稼働に反対し廃炉を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 7 月 11 日

始良市議会議長 湯之原 一郎

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 殿

## 「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求める意見書

現在の原発技術は、過酷事故（炉心溶融に至る重大事故）の可能性も排除できず、使用済み核燃料の安全な処分もできない未完成で危険なものです。

世界有数の地震国であり、世界で1、2の津波国である日本に集中的に立地することは、危険極まりないことです。九州電力が過酷な事故に陥った場合、東京電力の原発事故対応以上の対応を望むことは現段階では難しいと考えます。

県民の生活と安全に責任を持つ鹿児島県知事は、県民の安全確保上重要な課題が解決していないことから、川内原発3号機増設の白紙撤回を求めるよう、国及び原子力規制委員会に対応することを求めます。

### 記

「住民の安全を守る」一点で一致して、「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年7月11日

始良市議会議長 湯之原 一郎

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 殿

## 原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める意見書

九州電力の原発が停止している現在でも電力供給に余力があることは、九州電力の資料でも明らかです。今こそ原子力依存から撤退を決断し、原子力発電所を計画的に廃止し環境にやさしい再生可能エネルギーに政策転換を進めるべきです。

県民の生活と安全に責任を持つ鹿児島県知事は、原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求めるよう、国及び原子力規制委員会に対応することを求めます。

### 記

「住民の安全を守る」一点で一致して、原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める決議を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 7 月 11 日

始良市議会議長 湯之原 一郎

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 殿